

要 請 項 目

1. 協同組合の支援強化と育成・発展に向けた県民への周知について

- (1) 国連の2012年「国際協同組合同年」を経た今日、県民に対して協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成と発展のため研修会等を年一回開催することを要請します。
- (2) 協同組合に関する統一した窓口を設置し、協同組合の支援強化等に関する連絡協議会などを設置することを要請します。

2. 東日本大震災の被災者、避難者への生活支援策について

- (1) 被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直すよう、以下の点について、国に強く働きかけることを要請します。
 - ① 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること。
 - ② 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
 - ③ 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
 - ④ 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて検討すること。
- (2) 県内に避難している方々への積極的な支援策をすすめています。特に以下の点について、引き続き取り組みを展開されるよう要請します。
 - ① 県内の地域ごとに避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供と総合相談体制を強化すること。
 - ② 避難者に対し灯油代購入補助を行なうこと。

3. 地方消費者行政の充実・強化について

- (1) 消費者庁では2014年度の当初予算案において、地方消費者行政の活性化を図るため30億円を予算措置しました。山形県においては消費者行政予算の確保、県内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の待遇の改善と配置増、行政処分の執行体制の強化、市町村の取り組みの支援など、消費者行政の充実・強化をはかることを要請します。
- (2) 山形県において60歳以上の高齢者による消費者相談件数は全体の約3割に達し、また、振り込め詐欺等の被害額は2億3,400万円に達し、高齢者の高額被害が相次いでいます。そのため、今年3月に策定した「消費者教育推進計画」の推進と共に、市町村における「消費者教育推進計画」策定の支援を要請します。
- (3) 一般社団法人山形県労働者福祉協議会は新社会人となる高校3年生、短大生、専門学校生を対象に労働教育支援事業を実施していますが、合せて20歳になれば誰でも悪徳商法に出会うといわれている中で、消費者教育も極めて重要になってきています。

そこで労働教育と一体的に「特別授業」や「セミナー」が開催されるよう要請します。この場合、労福協派遣のボランティア講師を活用されることも併せて要請します。

4. 生活困窮者自立支援制度の構築について

昨年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、2015年4月から新制度が実施されるのに伴い、制度を実効あるものにしていくために、速やかに以下の対策を講じられますとともに、市町村への情報提供・調整・支援を行い、指導性を発揮されますよう要請します。

- (1) 実施にあたっては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」といった本来の趣旨・理念を十分に踏まえた制度設計や現場への指導徹底を図ること。
- (2) 福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制や官民協働の幅広いネットワークを構築するとともに、広く手を差し伸べ、可能な限り社会的孤立への対応をはかること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる体制にするとともに、支援員等の人材養成においては労働相談にも対応できるような研修も組み込むこと。
- (3) 新制度が着実に進展するよう、体制整備や人材養成などに十分な予算を確保すること。

5. 介護に関する施策の充実について

2015年介護保険制度改定に伴い市町村事業として再構築される「新しい地域支援事業」について、市町村によるアンバランスのないサービス提供をはじめ、利用者・地域住民のサービス受給の権利が引き続き保障されることが必要です。そのため、以下の点について、山形県が取り組むことを要請します。

- (1) 介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、要支援者に対する「訪問介護」「通所介護」は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が見直され、保険者である市町村が行う「新しい総合事業」に移行しますが、要支援者が必要とするサービスが確実に提供され、かつ市町村間によるサービス提供内容に大きな差異が生じることのないよう指導すること。
- (2) 利用者のニーズにマッチした生活支援サービスが提供されるよう、協議体の円滑な運営支援、コーディネーター人材の育成、事業主体に対する財政措置等の支援策の充実を図ること。
- (3) 県内の介護事業所、介護労働者の実態調査に基づく「県介護職員サポートプログラム」に関し、この6月から推進会議がスタートし、2025年までに24,300人まで拡充するとして支援策に大いに期待しているところですが、人材の育成と確保、定着と離職防止、職場環境・処遇改善を促進すること。若年層にやりがいのある職業であることを学校教育課程での体験セミナーや就職ガイダンス等を通してさらに働きかけること。

6. 食品の安全・安心の確保について

- (1) 食品中における放射性物質の定点的観測並びに減衰の有無などのモニタリング活動を引き続き行うよう要請します。
- (2) 非定型 BSE の問題により重点を置いた積極的な情報収集、調査・研究、リスク評価に取り組むことを国に要請願います。

7. 勤労者の生活設計・保障への支援策について

- (1) 財形貯蓄制度の導入促進と融資制度の利用促進を図るために、実効性のある周知広報活動および支援策が講じられるよう要請します。
- (2) 以下の点について、国に強く働きかけるよう要請します。
 - ①非正規雇用者に対して、一般財形、財形年金、財形住宅の制度が利用しやすいように対策を講ずること。
 - ②財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を 1,000 万円に引き上げること。
 - ③育児および介護休業・休職期間は、積立中断期間には算入しないこと。
 - ④勤務先の都合により離職した失業者に対して、非課税適用継続期間の延長と非課税財形の払出し・解約する際の適格払出しの要件を緩和すること。

8. 子育て支援の充実について

- (1) 山形県が策定している「やまがた子育て応援プラン」が総合的かつ計画的に推進され、認可保育所への入所を希望する待機児童がこの 4 月にゼロになるなど着実に事業展開されていますが、仕事と家庭の両立の観点から、特に県内で進んでいない「病児・病後児や緊急預かり」サービスの提供が全県的に進展するように要請いたします。
- (2) 仕事と子育てを両立しながら、県が掲げる「合計特殊出生率 1.70」を達成するには、企業の理解と協力は不可欠であると言えます。「山形いきいき子育て応援企業」への支援策をさらに拡充するとともに、取り組みが進んでいない企業への制度の周知について積極的に取り組まれますよう要請いたします。
- (3) 子どもの貧困問題への対策と子育て・教育における保護者の費用負担の軽減のための施策を講ずるよう要請いたします。

9. 「補助金」「委託料」の増額と「支援・対策資金」の継続措置などについて

- (1) 一般社団法人山形県労働者福祉協議会の行う事業の重要な柱で、県民の「暮らしの不安」に寄り添う「生活あんしんネットやまがた事業」に対する引き続きのご支援を要請します。

また、教育、調査、体育祭等の労働者福祉推進事業に対する補助金の増額がはかられますよう要請します。
- (2) 「ハローワーク」と「若者就職支援センター」、一般社団法人山形県労働者福祉協議会が受託している「山形県求職者総合支援センター」の三者の得意分野を生かしながら進めている「トータルジョブサポート」の機能を高め広げるには、相談員の増員による出張相談日の拡大が必要であり、「総合的就業・生活支援事業」委託料を

増額されますよう要請いたします。

- (3) 東北労働金庫山形県本部との提携融資制度である「労働者福祉団体等支援資金」及び「貸金手当対策資金」（現在利用実績はありませんが、セーフティネット貸付の意味合い、さらには今後の利用を見込み）の継続措置を要請します。
- (4) 公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会が実施する低利の教育ローン（ふるさと奨学ローン）に対する利子補給制度を紹介する資料の配布について、引き続き各高校の協力とご支援が得られるよう要請いたします。
- (5) (4) の制度をメールマガジン「労働やまがた」への定期掲載により、広く県民に周知が図られるよう要請します。

10. 石油行政の充実と灯油支援策について

- (1) 以下の点について国に働きかけるよう要請します。
 - ①原油高騰対策の実効ある取り組みを、国に働きかけること。
 - ②灯油の適正価格と安定供給に政府が責任を持つ石油行政となるよう、法律および行政施策を強化するよう働きかけること。
 - ③原油価格の高騰などに便乗した値上げが行われないう、価格の動向を調査・監視し国民に対して適切に提供するよう働きかけること。
- (2) 昨年同様「生活困窮者支援のための灯油購入費助成制度」の継続拡充と「燃料価格適正化」の指導監視を徹底し、地域経済の活性化対策を行うことを要請します。